

者職業センター」という文字を用いてはならない。

(障害者職業カウンセラー)

第二十四条 機構は、障害者職業センターに、障害者職業カウンセラーを置かなければならない。

2 障害者職業カウンセラーは、厚生労働大臣が指定する試験に合格し、かつ、厚生労働大臣が指定する講習を修了した者その他厚生労働省令で定める資格を有する者でなければならない。

(障害者職業センター相互の連絡及び協力等)

第二十五条 障害者職業センターは、相互に密接に連絡し、及び協力して、障害者の職業生活における自立の促進に努めなければならない。

2 障害者職業センターは、精神障害者について、第二十条第五号、第二十一条第一号若しくは第二号又は第二十二条第一号から第三号までに掲げる業務を行うに当たつては、医師その他医療関係者との連携に努めるものとする。

3 障害者職業センターは、公共職業安定所の行う職業紹介等の措置、第二十七条第二項の障害者就業・生活支援センターの行う業務並びに職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第十五条の七第三項の公共職業能力開発施設及び同法第二十七条の職業能力開発総合大学校(第八十三条において「公共職業能力開発施設等」という)の行う職業訓練と相まって、効果的に職業リハビリテーションが推進されるよう努めるものとする。

(職業リハビリテーションの措置の無料実施)

第二十六条 障害者職業センターにおける職業リハビリテーションの措置は、無料とするものとする。

第四節 障害者就業・生活支援センター

(指定)

都道府県知事は、職業生活における自立を図るために就業及びこれに伴う日常生活又は社会生活上の支援を必要とする障害者(以下この節において「支援対象障害者」という)の職業の安定を図ることを目的とする一般社団法人若しくは一般財團法人、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二十二条に規定する社会福祉法人又は特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他厚生労働省令で定める法人であつて、次条に規定する業務に適合すると認められるものを、その基準に適合すると認められるものを、そ

の申請により、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。

一 職員、業務の方法その他の事項についての

業務の実施に関する計画が適正なものであ

り、かつ、その計画を確実に遂行するに足り

る経理的及び技術的な基礎を有すると認めら

れること。

2 前号に定めるもののほか、業務の運営が適

たときは、同項の規定による指定を受けた者

(以下「障害者就業・生活支援センター」とい

う。)の名称及び住所並びに事務所の所在地を公示しなければならない。

3 障害者就業・生活支援センターは、その名称及び住所並びに事務所の所在地を変更しようとするとときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(業務)

第二十七条 障害者就業・生活支援センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

一 支援対象障害者からの相談に応じ、必要な援助を総合的に行うこと。

二 支援対象障害者が障害者職業総合センター、地域障害者職業センター、社会福祉施設、医療施設、特別支援学校その他の関係機関との連絡調整その他厚生労働省令で定める援助を行ふとともに、公共職業安定所、地域障害者職業センター、社会福祉施設、医療施設、特別支援学校その他の関係機関との連絡調整その他厚生労働省令で定める援助を行ふこと。

三 前二号に掲げるもののほか、支援対象障害者がその職業生活における自立を図るために必要な業務を行うこと。

(地域障害者職業センターとの関係)

第二十九条 障害者就業・生活支援センターは、地域障害者職業センターの行う支援対象障害者に対する職業評価に基づき、前条第一号に掲げる業務を行うものとする。

(事業計画等)

第三十条 障害者就業・生活支援センターは、毎事業年度、厚生労働省令で定めるところによ

り、事業計画書及び收支予算書を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 障害者就業・生活支援センターは、厚生労働省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書及び収支決算書を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。

(監督命令)

都道府県知事は、この節の規定を施

行するために必要な限度において、障害者就業・生活支援センターに対し、第二十八条に規定する業務に関し監督上必要な命令をすること

(指定の取消し等)

第三十二条 都道府県知事は、障害者就業・生活支援センターが次の各号のいずれかに該当するときは、第二十七条第一項の規定による指定(以下この条において「指定」という。)を取り消すことができる。

1 第二十八条に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないと認められたとき。

2 指定に關し不正の行為があつたとき。

3 この節の規定又は該規定に基づく命令若しくは处分に違反したとき。

4 第二十八条に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないと認められたとき。

5 第二十八条に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないと認められたとき。

6 第二十八条に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないと認められたとき。

7 第二十八条に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないと認められたとき。

8 第二十八条に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないと認められたとき。

9 第二十八条に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないと認められたとき。

10 第二十八条に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないと認められたとき。

11 第二十八条に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないと認められたとき。

12 第二十八条に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないと認められたとき。

13 第二十八条に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないと認められたとき。

14 第二十八条に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないと認められたとき。

15 第二十八条に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないと認められたとき。

16 第二十八条に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないと認められたとき。

17 第二十八条に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないと認められたとき。

18 第二十八条に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないと認められたとき。

19 第二十八条に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないと認められたとき。

20 第二十八条に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないと認められたとき。

21 第二十八条に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないと認められたとき。

22 第二十八条に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないと認められたとき。

23 第二十八条に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないと認められたとき。

24 第二十八条に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないと認められたとき。

25 第二十八条に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないと認められたとき。

26 第二十八条に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないと認められたとき。

27 第二十八条に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないと認められたとき。

28 第二十八条に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないと認められたとき。

29 第二十八条に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないと認められたとき。

30 第二十八条に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないと認められたとき。

り、事業計画書及び收支予算書を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

この場合において、同条第三項中「聴くはり、かつ、その計画を確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すると認めらること。

2 障害者就業・生活支援センターは、厚生労働省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書及び収支決算書を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。

(監督命令)

都道府県知事は、この節の規定を施

行するために必要な限度において、障害者就業・生活支援センターに対し、第二十八条に規定する業務に関し監督上必要な命令をすること

(指定の取消し等)

第三十二条 都道府県知事は、障害者就業・生活支援センターが次の各号のいずれかに該当するときは、第二十七条第一項の規定による指定(以下この条において「指定」という。)を取り消すことができる。

1 第二十八条に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないと認められたとき。

2 指定に關し不正の行為があつたとき。

3 この節の規定又は該規定に基づく命令若しくは处分に違反したとき。

4 第二十八条に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないと認められたとき。

5 第二十八条に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないと認められたとき。

6 第二十八条に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないと認められたとき。

7 第二十八条に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないと認められたとき。

8 第二十八条に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないと認められたとき。

9 第二十八条に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないと認められたとき。

10 第二十八条に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないと認められたとき。

11 第二十八条に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないと認められたとき。

12 第二十八条に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないと認められたとき。

13 第二十八条に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないと認められたとき。

14 第二十八条に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないと認められたとき。

15 第二十八条に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないと認められたとき。

16 第二十八条に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないと認められたとき。

17 第二十八条に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないと認められたとき。

18 第二十八条に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないと認められたとき。

19 第二十八条に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないと認められたとき。

20 第二十八条に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないと認められたとき。

21 第二十八条に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないと認められたとき。

22 第二十八条に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないと認められたとき。

23 第二十八条に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないと認められたとき。

24 第二十八条に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないと認められたとき。

25 第二十八条に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないと認められたとき。

26 第二十八条に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないと認められたとき。

2 第七条第三項及び第四項の規定は、差別の禁

止に關する指針の策定及び変更について準用す

る。この場合において、同条第三項中「聴くは

り、都道府県知事の意見を求める」とあるの

は、「聴く」と読み替えるものとする。

(雇用の分野における障害者と障害者でない者との均等な機会の確保等を図るための措置)

2 障害者就業・生活支援センターは、厚生労働省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書及び収支決算書を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。

(監督命令)

都道府県知事は、この節の規定を施

行するために必要な限度において、障害者就業・生活支援センターに対し、第二十八条に規定する業務に関し監督上必要な命令をすること

(指定の取消し等)

第三十二条 都道府県知事は、障害者就業・生活支援センターが次の各号のいずれかに該当するときは、第二十七条第一項の規定による指定(以下この条において「指定」という。)を取り消すことができる。

1 第二十八条に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないと認められたとき。

2 指定に關し不正の行為があつたとき。

3 この節の規定又は該規定に基づく命令若しくは处分に違反したとき。

4 第二十八条に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないと認められたとき。

5 第二十八条に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないと認められたとき。

6 第二十八条に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないと認められたとき。

7 第二十八条に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないと認められたとき。

8 第二十八条に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないと認められたとき。

9 第二十八条に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないと認められたとき。

10 第二十八条に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないと認められたとき。

11 第二十八条に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないと認められたとき。

12 第二十八条に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないと認められたとき。

13 第二十八条に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないと認められたとき。

14 第二十八条に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないと認められたとき。

15 第二十八条に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないと認められたとき。

16 第二十八条に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないと認められたとき。

17 第二十八条に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないと認められたとき。

18 第二十八条に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないと認められたとき。

2 第三十五条及び第三十六条の二から第三十五条及び第三十六条の六までの規定は、均等な機会の確保等に関する指針の策定及び変更について準用す

る。この場合において、同条第三項中「聴くは

り、都道府県知事の意見を求める」とあるの

は、「聴く」と読み替えるものとする。

(助言、指導及び勧告)

2 第七条第三項及び第四項の規定は、均等な機会の確保等に関する指針の策定及び変更について準用す

る。この場合において、同条第三項中「聴くは

り、都道府県知事の意見を求める」とあるの

は、「聴く」と読み替えるものとする。

(聴くほか、都道府県知事の意見を求める)

2 第七条第三項及び第四項の規定は、均等な機会の確保等に関する指針の策定及び変更について準用す

る。この場合において、同条第三項中「聴くは

り、都道府県知事の意見を求める」とあるの

は、「聴く」と読み替えるものとする。

雇用の安定が確実に達成されると認められること。

3 前条第四項の規定は、第一項の場合について準用する。

5 第一項第三号の対象障害者である労働者の数の算定に当たつては、重度身体障害者又は重度知的障害者である労働者（一日時間労働者を余

要な経費の主たる財源を国若しくは地方公共団体からの交付金若しくは補助金によつて得てゐる法人であつて、政令で定めるものをいう。以下同じ。)に係る第一項の障害者雇用率は、第二項の規定による率を下回らない率であつて政令で定めるものとする。

2 履用の安定が確実に達成される認められること。

3 前項第二号の労働者の総数の算定に当たつては、短時間労働者は、その一人をもつて、厚生労働省令で定める数の労働者に相当するものとみなす。

第一項第二号の対象障害者である労働者の数

3 前条第四項の規定は、第一項の場合について準用する。
（関係子会社に雇用される労働者に関する特例）
第四十五条の二 事業主であつて、当該事業主及びその全ての子会社の申請に基づいて当該事業主及び当該申請に係る子会社（以下「関係子会社」という。）について次に掲げる基準に適合する。

5 第一項第三号の対象障害者である労働者の数の算定に当たつては、重度身体障害者又は重度知的障害者である労働者（短時間労働者を除く。）は、その一人をもつて、政令で定める数の対象障害者である労働者に相当するものとみなす。

6 第一項第三号の対象障害者である労働者の数

8 第一項及び前項の雇用する労働者の数並びに
労働省令で定める数以上である事業主に限る。)は、毎年一回、厚生労働省令で定めるところにより、対象障害者である労働者の雇用に関する状況を厚生労働大臣に報告しなければならぬい。

の算定に当たつては、対象障害者である短時間労働者は、その一人をもつて、厚生労働省令で定める数の対象障害者である労働者に相当するものとみなす。

の算定に当たつては、第四項の規定にかかるらず、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者は、その一人をもつて、前項の政令で定める数に満たない範囲内において厚生労働省令で定める数の対象障害者である労働者に相当するものとみなす。

9 第二項の労働者の総数の算定に当たつては、短時間労働者は、その一人をもつて、厚生労働省令で定める数の労働者に相当するものとみなす。

の関係についての要件を満たさなくなつたときは、若しくは事業を廃止したとき、又は当該認定に係る子会社について同項各号に掲げる基準に適合しなくなつたと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

7 第四十四条第四項の規定は、第一項の場合について準用する。
(特定事業主に雇用される労働者に関する特例)

書類により行うものとする。

(当該親事業主の子会社及び第四十五条の三第一項の認定に係る組合員たる事業主であるものを除く。)と厚生労働省令で定める特殊の関係にあるもので、当該親事業主、当該子会社及び

一項の認定に係る組合員たる事業主であるものを除く。)と厚生労働省令で定める特殊の関係のある事業主で、当該事業主及び当該株式会社(以下「子会社」という。)の申請に基づいて当該子会社について次に掲げる基準に適合する旨の厚生労働大臣の認定を受けたもの(以下「親

当該株式会社（以下「関係会社」という。）の申請に基づいて当該親事業主及び当該関係会社について次に掲げる基準に適合する旨の厚生労働大臣の認定を受けたものに係る第四十三条第一項及び第七項の規定の適用については、当該関係会社が雇用する労働者は当該親事業主のみ

社 関係会社 関係子会社又は組合員たる事業主であるものを除く。以下「特定事業主」という。)の申請に基づいて当該事業協同組合等及び当該特定事業主について次に掲げる基準に適合する旨の厚生労働大臣の認定を受けたもの(以下「特定組合等」という。)に係る第四十三

事業主」という。)に係る前条第一項及び第七項の規定の適用については、当該子会社が雇用する労働者は当該親事業主のみが雇用する労働者と、当該子会社の事業所は当該親事業主の事業所とみなす。

關係会社が雇用する労働者は、該事業主のものとが雇用する労働者と、当該關係会社の事業所は、当該親事業主の事業所とみなす。

一、当該關係会社の行う事業と当該子会社の行う事業との人的関係若しくは営業上の関係が緊密であること、又は当該關係会社が当該子

条第一項及び第七項の規定の適用については、当該特定事業主が雇用する労働者は当該特定組合等のみが雇用する労働者と、当該特定事業主の事業所は当該特定組合等の事業所とみなす。一 当該事業協同組合等が自ら雇用する対象障害者等がつづけを行ふ間に、当該事業

二 当該子会社の行う事業と当該事業主の行う事業との人的関係が緊密であること。
二 当該子会社が雇用する対象障害者である労働者の数及びその数の当該子会社が雇用する

二 当該親事業主が第七十八条第二項各号に掲げる業務を担当する者を同項の規定により選任しており、かつ、その者が当該子会社又は

害者である労働者が行う業務に関して、当該事業協同組合等の行う事業と当該特定事業主の行う事業との人的関係又は営業上の関係が緊密であること。

労働者の総数に対する割合が、それぞれ、厚生労働大臣が定める数及び率以上であること。

付しておられなかつて、その者が二三語二会社にて当該関係会社についても同項第一号に掲げる業務を行ふこととしていること。

二 当該事業協同組合等の定款、規約その他これらに準ずるものにおいて、当該事業協同組合等が第五十三条第一項の障害者雇用納付金を徴収された場合に、特定事業主の対象障害者

四 力を有するものであること。

2
会社に雇用される対象障害者である労働者の雇用の促進及び雇用の安定を確実に達成することができる」と認められること。
関係会社が、前条第一項又は次条第一項の認定を受けたものである場合は、前項の申請をすることができない。

者である労働者の雇用状況に応じて当該障害者雇用納付金に係る経費を特定事業主に賦課する旨の定めがあること。
三 当該事業協同組合等が、自ら雇用する対象障害者である労働者及び当該特定事業主に雇用される対象障害者である労働者の雇用の促進

五 進及び雇用の安定に関する事業（第三項において「雇用促進事業」という。）を適切に実施するための計画（以下この号及び同項において「実施計画」という。）を作成し、実施計画に従つて、当該対象障害者である労働者の雇用の促進及び雇用の安定を確実に達成すること。

四 当該事業協同組合等が自ら雇用する対象障害者である労働者の数及びその数の当該事業協同組合等が雇用する労働者の総数に対する割合が、それぞれ、厚生労働大臣が定める数及び率以上であること。

五 当該事業協同組合等が自ら雇用する対象障害者である労働者の数及びその数の当該事業協同組合等が雇用する労働者の総数に対する割合が、それぞれ、厚生労働大臣が定める数以上であること。

六 この条において「事業協同組合等」とは、事業協同組合、有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第二条に規定する有限責任事業組合（中小企業者（中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第二条第一項各号に掲げるものに限る。）のみがその組合員となつてゐることその他の厚生労働省令で定める要件を満たすものに限る。次項第四号及び第七項において「特定有限責任事業組合」という。）その他の特別の法律により設立された組合であつて厚生労働省令で定めるものをいう。

三 実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 雇用促進事業の目標（事業協同組合等及び特定事業主がそれぞれ雇用しようとする対象障害者である労働者の数に関する目標を含む。）

二 雇用促進事業の内容

三 雇用促進事業の実施時期

一 特定有限責任事業組合にあつては、解散の事由が生じた場合に講ずることが必要な措置として厚生労働省令で定める措置のうち、当該特定有限責任事業組合が講ずることとするもの

二 特定事業主が、第四十四条第一項、前条第一項又は第一項の認定を受けたものである場合は、同項の申請をすることができない。

三 第四十三条第八項の規定は、第一項の雇用する労働者の数及び同項第四号の労働者の総数の算定について準用する。

6 厚生労働大臣は、第一項の規定による認定をした後において、当該認定に係る事業協同組合等及び特定事業主について同項各号に掲げる基準に適合しなくなつたと認めるとき、又は当該認定に係る特定有限責任事業組合が第二項の厚生労働省令で定める要件を満たさなくなつたと認めるとときは、当該認定を取り消すことができる。

7 厚生労働大臣は、第一項の規定による認定をした後において、当該認定に係る事業主に於ける障害者である労働者の数の算定について準用する。

(二) 一般事業主の対象障害者の雇入れに関する計画

第四十六条 厚生労働大臣は、対象障害者の雇用を促進するため必要があると認める場合には、その雇用する対象障害者である労働者の数が法定雇用障害者数未満である事業主(特定組合等及び前条第一項の認定に係る特定事業主であるものを除く。以下この条及び次条において同じ。)に対し、対象障害者である労働者の数がその法定雇用障害者数以上となるようにするため、厚生労働省令で定めることにより、対象障害者の雇入れに関する計画の作成を命ずることができる。

2 第四十五条の二第二項から第六項までの規定は、前項の対象障害者である労働者の数の算定について準用する。

3 親事業主又は関係親事業主に係る第一項の規定の適用については、当該子会社及び当該関係会社が雇用する労働者は当該親事業主のみが雇用する労働者と、当該関係子会社が雇用する労働者は当該関係親事業主のみが雇用する労働者とみなす。

4 事業主は、第一項の計画を作成したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

5 厚生労働大臣は、第一項の計画が著しく不適当であると認めるときは、当該計画を作成した事業主に対してその変更を勧告することができる。

6 厚生労働大臣は、特に必要があると認めるときは、第一項の計画を作成した事業主に対して、その適正な実施に關し、勧告をすることができる。

(二)一般事業主についての公表)

第四十七条 厚生労働大臣は、前条第一項の計画を作成した事業主が、正当な理由がなく、同条第五項又は第六項の勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

(特定身体障害者)

第四十八条 国及び地方公共団体の任命権者は、特定職種(労働能力はあるが、別表に掲げる障害の程度が重いため通常の職業に就くことが特に困難である身体障害者の能力にも適合すると認められる職種)で政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。の職員(短時間勤務職員を除く。以下この項、第三項及び第四項において同じ。)の採用について、当該機関に勤務する特定身体障害者(身体障害者のうち特定職種ごとに政令で定める者に該当する者をいう。以下この条において同じ。)である当該職種の職員の数が、当該機関に勤務する当該職種の職員の総数に、職種に応じて政令で定める特定身体障害者雇用率を乗じて得た数(その数に一人未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。)未満である場合には、特定身体障害者である当該職種の職員の数がその特定身体障害者雇用率を乗じて得た数以上となるようするため政令で定めるところにより、特定身体障害者の採用に関する計画を作成しなければならない。

2 第三十九条の規定は、前項の計画について準用する。

3 承認省庁又は認定地方機関に係る第一項の規定の適用については、当該外局等又は当該その他機関に勤務する職員は、当該承認省庁又は当該認定地方機関のみに勤務する職員とみなす。

4 当該機関に勤務する職員が特定身体障害者であるかどうかの確認は、厚生労働省令で定める書類により行うものとする。

5 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、国及び地方公共団体の任命権者に対して、前項の規定による確認の適正な実施に關し、勧告をすることができる。

6 事業主は、特定職種の労働者(短時間労働者を除く。以下この項、次項及び第九項において同じ。)の雇入れについては、その雇用する特定身体障害者である当該職種の労働者の数が、その雇用する当該職種の労働者の総数に、職種に応じて厚生労働省令で定める特定身体障害者雇用率を乗じて得た数(その数に一人未満の端

数があるときは、その端数は、切り捨てる。)
以上であるよう努めなければならない。
厚生労働大臣は、特定身体障害者の雇用を促進するため特に必要があると認める場合には、
その雇用する特定身体障害者である特定職種の
労働者の数が前項の規定により算定した数未満
であり、かつ、その数を増加するのに著しい困
難を伴わないと認められる事業主（その雇用す
る当該職種の労働者の数が職種に応じて厚生労
働省令で定める数以上であるものに限る。）に
対して、特定身体障害者である当該職種の労働
者の数が同項の規定により算定した数以上とな
るように対するため、厚生労働省令で定めるところ
により、特定身体障害者の雇入れに関する計
画の作成を命ずることができる。

て、これらの者の雇入れ又は雇用の継続の促進を図るための特例給付金を支給すること。

二

対象障害者を労働者として雇い入れる事業主又は対象障害者である労働者を雇用する事業主に対して、これらの者の雇入れ又は雇用の継続のために必要となる施設又は設備の設置又は整備に要する費用に充てるための助成金を支給すること。

三

対象障害者である労働者を雇用する事業主又は当該事業主の加入している事業主の団体に対して、対象障害者である労働者の福祉の増進を図るために施設の設置又は整備に要する費用に充てるための助成金を支給すること。

四

対象障害者である労働者を雇用する事業主であつて、次のいずれかを行ふものに対し、その要する費用に充てるための助成金を支給すること。

イ

身体障害者又は精神障害者となつた労働者の雇用の継続のために必要となる当該労働者が職場に適応することを容易にするための措置

ロ

対象障害者である労働者の雇用に伴い必要な介助その他その雇用の安定を図るために必要な業務（対象障害者である労働者の通勤を容易にするための業務を除く。）を行う者を置くこと（次号ロに掲げるものを除く。）。

四の二 対象障害者に対する職場適応援助者による援助であつて、次のいずれかを行ふ者に對して、その要する費用に充てるための助成金を支給すること。

イ

社会福祉法第二十二条に規定する事業主が職場に適応することを容易にするための措置

ロ

対象障害者である労働者の雇用に伴い必要な介助その他その雇用の安定を図るために必要な業務（対象障害者である労働者の通勤を容易にするための業務を除く。）を行う者を置くこと（次号ロに掲げるものを除く。）。

五 身体障害者（重度身体障害者その他の厚生労働省令で定める身体障害者に限る。以下この号において同じ。）知的障害者若しくは精神障害者である労働者を雇用する事業主又は当該事業主の加入している事業主の団体に対して、身体障害者又は精神障害者である労働者の通勤を容易にするための措

置に要する費用に充てるための助成金を支給すること。

六

重度身体障害者、知的障害者又は精神障害者である労働者を多数雇用する事業所の事業主に対する、当該事業所の事業の用に供する施設又は設備の設置又は整備に要する費用に充てるための助成金を支給すること。

七

対象障害者の職業に必要な能力を開発し、及び向上させるための教育訓練（厚生労働大臣が定める基準に適合するものに限る。以下この号において同じ。）の事業を行う次に掲げるものに對して、当該事業に要する費用に充てるための助成金を支給すること並びに対象障害者である労働者を雇用する事業主に対する、対象障害者である労働者の教育訓練の受講を容易にするための措置に要する費用に充てるための助成金を支給すること。

イ

事業主又はその団体

ロ

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百二十四条に規定する専修学校又は同法第百三十四条第一項に規定する各種学校を設置する私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人又は同法第六十四条第四項に規定する法人

ハ

社会福祉法第二十二条に規定する社会福祉法人

二

その他対象障害者の雇用の促進に係る事業を行う法人

八

障害者の技能に関する競技大会に係る業務を行うこと。

九

対象障害者の雇用に関する技術的事項についての研究・調査若しくは講習の業務又は対象障害者の雇用について事業主その他の国民一般の理解を高めるための啓発の業務を行うこと（前号に掲げる業務を除く。）。

十

第五十三条第一項に規定する障害者雇用納付金の徴収を行うこと。

十一

前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

二

厚生労働大臣は、前項各号に掲げる業務の全部又は一部を機構に行わせるものとする。（障害者雇用調整金の支給）

第五十条

機構は、政令で定めるところにより、各年度（四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。）ごとに、第五十四条第二項に規定する調整基礎額に当該年度に属する各月

三

厚生労働大臣は、前項各号に掲げる業務の全部又は一部を機構に行わせるものとする。（障害者雇用調整金の支給）

四

厚生労働大臣は、前項の特例給付金及び助成金を支給する。

五

前項の特例給付金及び助成金の支給について、対象障害者の職業の安定を図るため講じら

六

重度身体障害者、知的障害者又は精神障害者である労働者を多数雇用する事業所の事業主に対する、当該事業所の事業の用に供する施設又は設備の設置又は整備に要する費用に充てるための助成金を支給すること。

七

対象障害者の職業に必要な能力を開発し、及び向上させるための教育訓練（厚生労働大臣が定める基準に適合するものに限る。以下この号において同じ。）の事業を行う次に掲げるものに對して、当該事業に要する費用に充てるための助成金を支給すること並びに対象障害者である労働者を雇用する事業主に対する、対象障害者である労働者の教育訓練の受講を容易にするための措置に要する費用に充てるための助成金を支給すること。

イ

事業主又はその団体

ロ

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百二十四条に規定する専修学校又は同法第百三十四条第一項に規定する各種学校を設置する私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人又は同法第六十四条第四項に規定する法人

ハ

社会福祉法第二十二条に規定する社会福祉法人

二

その他対象障害者の雇用の促進に係る事業を行う法人

八

障害者の技能に関する競技大会に係る業務を行うこと。

九

対象障害者の雇用に関する技術的事項についての研究・調査若しくは講習の業務又は対象障害者の雇用について事業主その他の国民一般の理解を高めるための啓発の業務を行うこと（前号に掲げる業務を除く。）。

十

第五十三条第一項に規定する障害者雇用納付金の徴収を行うこと。

十一

前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

二

厚生労働大臣は、前項各号に掲げる業務の全部又は一部を機構に行わせるものとする。（特例給付金及び助成金の支給）

第五十一条

機構は、厚生労働省令で定める支給要件、支給額その他の支給の基準に従つて第四十九条第一項第一号の二の特例給付金及び同項第二号から第七号までの助成金を支給する。

二

前項の特例給付金及び助成金の支給について、対象障害者の職業の安定を図るため講じら

三

前二項の基準雇用率は、労働者の総数に対する対象障害者である労働者の総数の割合を基準とする。

四

れるその他の措置と相まつて、対象障害者の雇用が最も効果的かつ効率的に促進され、及び継続されるよう配慮されなければならない。

五

機構は、第四十九条第一項第十号に掲げる業務に関して必要な限度において、事業主に対する、対象障害者である労働者の雇用に供する施設又は設備の設置又は整備に要する費用に充てるための助成金を支給すること。

六

重度身体障害者、知的障害者又は精神障害者である労働者を多数雇用する事業所の事業主に対する、当該事業所の事業の用に供する施設又は設備の設置又は整備に要する費用に充てるための助成金を支給すること。

七

対象障害者の職業に必要な能力を開発し、及び向上させるための教育訓練（厚生労働大臣が定める基準に適合するものに限る。以下この号において同じ。）の事業を行う次に掲げるものに對して、当該事業に要する費用に充てるための助成金を支給すること並びに対象障害者である労働者を雇用する事業主に対する、対象障害者である労働者の教育訓練の受講を容易にするための措置に要する費用に充てるための助成金を支給すること。

イ

事業主又はその団体

ロ

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百二十四条に規定する専修学校又は同法第百三十四条第一項に規定する各種学校を設置する私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人又は同法第六十四条第四項に規定する法人

ハ

社会福祉法第二十二条に規定する社会福祉法人

二

その他対象障害者の雇用の促進に係る事業を行う法人

八

障害者の技能に関する競技大会に係る業務を行うこと。

九

対象障害者の雇用に関する技術的事項についての研究・調査若しくは講習の業務又は対象障害者の雇用について事業主その他の国民一般の理解を高めるための啓発の業務を行うこと（前号に掲げる業務を除く。）。

十

第五十三条第一項に規定する障害者雇用納付金の徴収を行うこと。

十一

前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

二

厚生労働大臣は、前項各号に掲げる業務の全部又は一部を機構に行わせるものとする。（障害者雇用調整金の支給）

第五十二条

機構は、第四十九条第一項第十号に掲げる業務に関して必要な限度において、事業主に対する、対象障害者である労働者の雇用に供する施設又は設備の設置又は整備に要する費用に充てるための助成金を支給すること。

二

機構は、納付金関係業務に關し必要があると認めるとときは、事業主、その団体、第四十九条第一項第四号の二イに規定する法人又は同項第七号ロからニまでに掲げる法人に對し、必要な事項についての文書その他の物件の提出を求めることができる。

三

事業主がその雇用する労働者の数に第五十四条第三項に規定する基準雇用率を乗じて得た額が同条第一項の規定により算定した額を超える事業主に対して、その差額に相当する額を当該調整基礎額で除して得た数を単位調整額に乗じて得た額に相当する金額を、当該年度分の障害者雇用調整金（以下「調整金」という。）として支給する。

四

前項の単位調整額は、事業主がその雇用する労働者の数に第五十四条第三項に規定する基準雇用率を乗じて得た数を超えて新たに対象障害者である者を雇用するものとした場合に当該対象障害者である者一人につき通常追加的に必要とされる一月当たりの同条第二項に規定する特別費用の額の平均額を基準として、政令で定める金額とする。

五

前項の対象障害者は、事業主がその雇用する労働者の数の算定について準用する。

六

第四十五条の二第四項から第六項までの規定は第一項の対象障害者である労働者の数の算定による金額とする。

七

第四十三条第八項の規定は、前項の雇用する労働者の数の算定について準用する。

八

第四十五条の二第四項から第六項までの規定は第一項の対象障害者である労働者の数の算定について準用する。

九

第四十八条第八項の規定は親事業主、関係親事業主又は特定組合等に係る第一項の規定は親事業主、関係親事業主又は特定組合等に係る第一項の規定の適用について準用する。

十

親事業主若しくは当該関係子会社又は当該特定組合等若しくは当該特定事業主に對して調整金を支給することができる。

十一

第一項の規定の適用については、機構は、厚生労働省令で定めるところにより、当該親事業主、当該子会社若しくは当該関係子会社、当該関係事業主若しくは当該特定事業主に對して調整金を支給する。

十二

第一項の規定の適用については、機構は、厚生労働省令で定めるところにより、当該親事業主、当該子会社若しくは当該関係子会社、当該関係事業主若しくは当該特定事業主に對して調整金を支給する。

十三

第一項の規定の適用については、機構は、厚生労働省令で定めるところにより、当該親事業主、当該子会社若しくは当該関係子会社、当該関係事業主若しくは当該特定事業主に對して調整金を支給する。

十四

第一項の規定の適用については、機構は、厚生労働省令で定めるところにより、当該親事業主、当該子会社若しくは当該関係子会社、当該関係事業主若しくは当該特定事業主に對して調整金を支給する。

十五

第一項の規定の適用については、機構は、厚生労働省令で定めるところにより、当該親事業主、当該子会社若しくは当該関係子会社、当該関係事業主若しくは当該特定事業主に對して調整金を支給する。

十六

第一項の規定の適用については、機構は、厚生労働省令で定めるところにより、当該親事業主、当該子会社若しくは当該関係子会社、当該関係事業主若しくは当該特定事業主に對して調整金を支給する。

十七

第一項の規定の適用については、機構は、厚生労働省令で定めるところにより、当該親事業主、当該子会社若しくは当該関係子会社、当該関係事業主若しくは当該特定事業主に對して調整金を支給する。

十八

第一項の規定の適用については、機構は、厚生労働省令で定めるところにより、当該親事業主、当該子会社若しくは当該関係子会社、当該関係事業主若しくは当該特定事業主に對して調整金を支給する。

十九

第一項の規定の適用については、機構は、厚生労働省令で定めるところにより、当該親事業主、当該子会社若しくは当該関係子会社、当該関係事業主若しくは当該特定事業主に對して調整金を支給する。

二十

第一項の規定の適用については、機構は、厚生労働省令で定めるところにより、当該親事業主、当該子会社若しくは当該関係子会社、当該関係事業主若しくは当該特定事業主に對して調整金を支給する。

二十一

第一項の規定の適用については、機構は、厚生労働省令で定めるところにより、当該親事業主、当該子会社若しくは当該関係子会社、当該関係事業主若しくは当該特定事業主に對して調整金を支給する。

二十二

第一項の規定の適用については、機構は、厚生労働省令で定めるところにより、当該親事業主、当該子会社若しくは当該関係子会社、当該関係事業主若しくは当該特定事業主に對して調整金を支給する。

二十三

第一項の規定の適用については、機構は、厚生労働省令で定めるところにより、当該親事業主、当該子会社若しくは当該関係子会社、当該関係事業主若しくは当該特定事業主に對して調整金を支給する。

二十四

第一項の規定の適用については、機構は、厚生労働省令で定めるところにより、当該親事業主、当該子会社若しくは当該関係子会社、当該関係事業主若しくは当該特定事業主に對して調整金を支給する。

二十五

第一項の規定の適用については、機構は、厚生労働省令で定めるところにより、当該親事業主、当該子会社若しくは当該関係子会社、当該関係事業主若しくは当該特定事業主に對して調整金を支給する。

二十六

第一項の規定の適用については、機構は、厚生労働省令で定めるところにより、当該親事業主、当該子会社若しくは当該関係子会社、当該関係事業主若しくは当該特定事業主に對して調整金を支給する。

二十七

第一項の規定の適用については、機構は、厚生労働省令で定めるところにより、当該親事業主、当該子会社若しくは当該関係子会社、当該関係事業主若しくは当該特定事業主に對して調整金を支給する。

二十八

第一項の規定の適用については、機構は、厚生労働省令で定めるところにより、当該親事業主、当該子会社若しくは当該関係子会社、当該関係事業主若しくは当該特定事業主に對して調整金を支給する。

二十九

第一項の規定の適用については、機構は、厚生労働省令で定めるところにより、当該親事業主、当該子会社若しくは当該関係子会社、当該関係事業主若しくは当該特定事業主に對して調整金を支給する。

三十

第一項の規定の適用については、機構は、厚生労働省令で定めるところにより、当該親事業主、当該子会社若しくは当該関係子会社、当該関係事業主若しくは当該特定事業主に對して調整金を支給する。

三十一

第一項の規定の適用については、機構は、厚生労働省令で定めるところにより、当該親事業主、当該子会社若しくは当該関係子会社、当該関係事業主若しくは当該特定事業主に對して調整金を支給する。

三十二

第一項の規定の適用については、機構は、厚生労働省令で定めるところにより、当該親事業主、当該子会社若しくは当該関係子会社、当該関係事業主若しくは当該特定事業主に對して調整金を支給する。

三十三

第一項の規定の適用については、機構は、厚生労働省令で定めるところにより、当該親事業主、当該子会社若しくは当該関係子会社、当該関係事業主若しくは当該特定事業主に對して調整金を支給する。

三十四

第一項の規定の適用については、機構は、厚生労働省令で定めるところにより、当該親事業主、当該子会社若しくは当該関係子会社、当該関係事業主若しくは当該特定事業主に對して調整金を支給する。

三十五

第一項の規定の適用については、機構は、厚生労働省令で定めるところにより、当該親事業主、当該子会社若しくは当該関係子会社、当該関係事業主若しくは当該特定事業主に對して調整金を支給する。

三十六

第一項の規定の適用については、機構は、厚生労働省令で定めるところにより、当該親事業主、当該子会社若しくは当該関係子会社、当該関係事業主若しくは当該特定事業主に對して調整金を支給する。

三十七

第一項の規定の適用については、機構は、厚生労働省令で定めるところにより、当該親事業主、当該子会社若しくは当該関係子会社、当該関係事業主若しくは当該特定事業主に對して調整金を支給する。

三十八

第一項の規定の適用については、機構は、厚生労働省令で定めるところにより、当該親事業主、当該子会社若しくは当該関係子会社、当該関係事業主若しくは当該特定事業主に對して調整金を支給する。

三十九

第一項の規定の適用については、機構は、厚生労働省令で定めるところにより、当該親事業主、当該子会社若しくは当該関係子会社、当該関係事業主若しくは当該特定事業主に對して調整金を支給する。

四十

第一項の規定の適用については、機構は、厚生労働省令で定めるところにより、当該親事業主、当該子会社若しくは当該関係子会社、当該関係事業主若しくは当該特定事業主に對して調整金を支給する。

四十一

第一項の規定の適用については、機構は、厚生労働省令で定めるところにより、当該親事業主、当該子会社若しくは当該関係子会社、当該関係事業主若しくは当該特定事業主に對して調整金を支給する。

四十二

第一項の規定の適用については、機構は、厚生労働省令で定めるところにより、当該親事業主、当該子会社若しくは当該関係子会社、当該関係事業主若しくは当該特定事業主に對して調整金を支給する。

四十三

第一項の規定の適用については、機構は、厚生労働省令で定めるところにより、当該親事業主、当該子会社若しくは当該関係子会社、当該関係事業主若しくは当該特定事業主に對して調整

十五年法律第六十号)の罪若しくは出入国管理及び難民認定法第七十三条の二第一項の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者のある法人	4
厚生労働大臣は、第二項の規定により登録を申請した法人が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続きは、厚生労働省令で定める。	5
一 常時五人以上の在宅就業障害者に対しても、常に掲げる業務のすべてを継続的に実施して次に掲げる業務のすべてを継続的に実施していること。	6
二 在宅就業障害者の希望に応じた就業の機会を確保し、及び在宅就業障害者に対して組織的に提供すること。	7
口 在宅就業障害者に対して、その業務を適切に行うために必要な知識及び技能を習得するための職業講習又は情報提供を行うこと。	8
ハ 在宅就業障害者に対して、その業務を適切に行うために必要な助言その他の援助を行うこと。	9
二 前号イから二までに掲げる業務(以下「実施業務」という。)の対象である障害者に係る障害に関する知識及び当該障害に係る障害者の援助を行う業務に従事した経験並びに在宅就業障害者に対して提供する就業の機会に係る業務の内容に関する知識を有する者(次号において「従事経験者」という。)が実施業務を行っていること。	10
三 前号イに掲げる者のか、実施業務を適正に行うための管理者(従事経験者である者に限る。)が置かれていること。	11
四 実施業務を行うために必要な施設及び設備を有すること。	12
登録は、在宅就業支援団体登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。	13
一 登録年月日及び登録番号	14
二 在宅就業支援団体の名称及び住所並びにその代表者の氏名	15
三 在宅就業支援団体が在宅就業障害者に係る業務を行う事業所の所在地	16

第一項の登録は、三年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その更新について準用する。	17
在宅就業支援団体は、物品の製造、役務の提供その他これらに類する業務に係る契約に基づき事業主から対価の支払を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主に對し、在宅就業対価相当額を証する書面を交付しなければならない。	18
在宅就業支援団体は、前項に定めるもののほか、第四項各号に掲げる要件及び厚生労働省令で定める基準に適合する方法により在宅就業障害者に係る業務を行わなければならない。	19
在宅就業支援団体は、第五項第二号又は第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。	20
在宅就業支援団体は、第五項第二号又は第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。	21
第一項の登録をしたときは、当該登録の届出があつたとき。	22

第一項の登録をしたときは、当該登録の届出があつたとき。	一 第一項の登録をしたとき。
第二項の規定による届出があつたとき。	二 第十項の規定による届出があつたとき。
第三項の規定による届出があつたとき。	三 第十三項の規定による届出があつたとき。
第四項の規定により第一項の登録を取り消し、又は在宅就業障害者に係る業務の停止を命じたとき。	四 第十八項の規定により第一項の登録を取り消し、又は在宅就業障害者に係る業務の停止を命じたとき。
第一節 紛争の解決の援助	第一節 紛争の解決の援助
(苦情の自主的解決)	(苦情の自主的解決)
第七十四条の四 事業主は、第三十五条及び第三十六条の三に定める事項に關し、障害者である在宅就業支援団体に対し、在宅就業障害者に係る業務を行うべきこと又は当該業務の実施の方法を命ずることができる。	第七十四条の五 事業主は、第三十五条、第三十六条の二及び第三十六条の三に定める事項に關し、障害者である労働者と事業主との間の労働者の苦情を処理するための機関をいう。労働者から苦情の申出を受けたときは、苦情処理機関(事業主を代表する者及び当該事業所の労働者を代表する者を構成員とする当該事業所の労働者の苦情を処理するための機関をいう。)に対し当該苦情の処理を委ねる等その自主的な解決を図るよう努めなければならない。
二 第八項、第十項から第十四項まで又は次項の規定に違反したとき。	二 第八項、第十項から第十四項まで又は次項の規定に違反したとき。
三 正当な理由がないのに第十五項各号の規定による請求を拒んだとき。	三 正当な理由がないのに第十五項各号の規定による請求を拒んだとき。
四 前二項の規定による命令に違反したとき。	四 前二項の規定による命令に違反したとき。
五 不正の手段により第一項の登録を受けたとき。	五 不正の手段により第一項の登録を受けたとき。
第六章 紛争の解決の援助	第六章 紛争の解決の援助
第七十四条の六 都道府県労働局長は、前条に規定する紛争に關し、当該紛争の当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当該紛争の当事者に對し、必要な助言、指導又は勧告をすることができる。	第七十四条の六 都道府県労働局長は、前条に規定する紛争に關し、当該紛争の当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当該紛争の当事者に對し、必要な助言、指導又は勧告をすることができる。
二 事業主は、障害者である労働者が前項の援助を求めたことを理由として、当該労働者に對して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。	二 事業主は、障害者である労働者が前項の援助を求めたことを理由として、当該労働者に對して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。
三 在宅就業支援団体は、厚生労働省令で定めるところにより、帳簿を備え、在宅就業障害者に係る業務に關し厚生労働省令で定めた事項を記載し、これを保存しなければならない。	三 在宅就業支援団体は、厚生労働省令で定めるところにより、帳簿を備え、在宅就業障害者に係る業務に關し厚生労働省令で定めた事項を記載し、これを保存しなければならない。
四 前条第二項の場合における同条第一項の業務に關し必要があると認めるときは、事業主、在宅就業障害者又は在宅就業支援団体に對し、必要な事項についての報告を求めることができる。	四 前条第二項の場合における同条第一項の業務に關し必要があると認めるときは、事業主、在宅就業障害者又は在宅就業支援団体に對し、必要な事項についての報告を求めることができる。
五 在宅就業支援団体は、毎年一回、厚生労働省令で定めるところにより、在宅就業障害者に係る業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。	五 在宅就業支援団体は、毎年一回、厚生労働省令で定めるところにより、在宅就業障害者に係る業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
第六章 紛争の解決の援助	第六章 紛争の解決の援助
第七十四条の七 都道府県労働局長は、第七十四条の五に規定する紛争(労働者の募集及び採用についての紛争を除く。)について、当該紛争の当事者の双方又は一方から調停の申請があつた場合において当該紛争の解決のために必要が	第七十四条の七 都道府県労働局長は、第七十四条の五に規定する紛争(労働者の募集及び採用についての紛争を除く。)について、当該紛争の当事者の双方又は一方から調停の申請があつた場合において当該紛争の解決のために必要が

第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捲査のために認められたものと解釈してはならない。

第八十三条 公共職業安定所、機構、障害者就業・生活支援センター、公共職業能力開発施設等、社会福祉法に定める福祉に関する事務所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第六条第一項に規定する精神保健福祉センターその他他の障害者に対する援護の機関等の関係機関及び関係団体は、障害者の雇用の促進及びその職業の安定を図るために、相互に密接に連絡し、及び協力しなければならない。

(権限の委任)

第八十四条 この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。前項の規定により都道府県労働局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、公共職業安定所長に委任することができ

(厚生労働省令への委任)

第八十五条 この法律に規定するもののほか、この法律の実施のため必要な手続その他の事項は、厚生労働省令で定める。

(船員に関する特例)

第八十五条の二 第七十四条の八の規定は、船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)第六条第一項に規定する船員及び同項に規定する船員になろうとする者(次項において「船員等」という。)に関しては、適用しない。

船員等に関しては、第三十六条第一項、第三十六条の五第一項、第三十六条の六及び第八十一条第一項中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、第三十六条第二項及び第三十六条の五第一項中「同条第三項中」とあるのは「同条第三項及び第四項中」「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、同条第三項中「勞働政策審議会」とあるのは「交通政策審議会」と、第七十四条の五中「から第七十条八まで」とあるのは「第七十四条の七第一項及び第七十四条の七第一項及び第八十一条の五第一項中「同条第三項及び第四項中」「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、同条第三項中「勞働政策審議会」とあるのは「交通政策審議会」と、第七十四条の七第一項及び第八十四条第一項中「都道府県労働局長」とあるのは「地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)」と、第七十四条の七第一項中「第六条第一項の紛争

調整委員会」とあるのは「第二十一条第三項のあつせん員候補者名簿に記載されている者のうちから指名する調停員」と、第八十二条第二項中「厚生労働大臣又は公共職業安定所長」とあるのは「国土交通大臣」と、「事業主等(事業主、その団体、第四十九条第一項第四号の二イに規定する法人又は同項第七号ロからニまでに掲げる法人をいう。以下この項において同じ。)、在宅就業障害者又は在宅就業支援団体」とあるのは「事業主」と、「事業主等若しくは在宅就業支援団体の事業所若しくは在宅就業障害者が業務を行う場所」とあるのは「事業主の事業所」と、同項、第八十四条第一項及び前条中

厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」とする。

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第二十条から第二十六条まで並びに第三十一条第三項及び第四項の規定は、前項の規定により読み替えて適用する第七十四条の七第一項の規定により指名を受けて調停員が行う調停について準用する。この場合において、同法第二十条から第二十三条まで及び第二十六条中「委員会は」とあるのは「調停員は」と、同法第二十条中「関係当事者と同一の事業場に雇用される労働者」とあるのは「障害者の医療に関する専門的知識を有する者」と、同法第二十一一条中「当該委員会が置かれる都道府県労働局」とあるのは「当該調停員を指名した地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)が置かれる地方運輸局(運輸監理部を含む。)」と、同法第二十五条第一項中「第十八条第一項」とあるのは「障害者の雇用の促進等に関する法律第七十七条の七第一項」とあるのは「障害者の雇用の促進等に関する法律第七十四条の七第一項」と、同法第二十六条中「当該委員会に係属している」とあるのは「当該調停員が取り扱っている」と、同法第二十六条第一項中「前項」とあるのは「障害者の雇用の促進等に関する法律第七十四条の七第一項」と読み替えるものとする。

(適用除外)

第八十五条の三 第三十四条から第三十六条ま

で、第三十六条の六及び前章の規定は、国家公務員及び地方公務員に、第三十六条の二から第三十六条の五までの規定は、一般職の国家公務員(行政執行法人の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第二百五十七号)第二条第二号の職員を除く。)、裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第二百九十九号)の適用を受ける。

裁判所職員、国会職員法(昭和二十一年法律第八十五号)の適用を受ける国会職員及び自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第二条第五項に規定する隊員に関しては、適用しない。

第五章 訴則

第八十五条の四 第七十四条の三第十八項の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした在宅就業支援団体の役員又は職員は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第八十六条 事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、三十万円以下の罰金に処する。

一 第四十三条第七項、第五十二条第二項、第七十四条の二第七項又は第七十四条の三第二十項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告

告をしたとき。

二 第四十六条第一項の規定による命令に違反して対象障害者の雇入れに関する計画を作成せず、又は同条第四項の規定に違反して当該計画を提出しなかつたとき。

三 第五十二条第一項の規定による文書その他の物件の提出をせず、又は虚偽の記載をしたと、同法第二十一条中「委員会は」とあるのは「調停員は」と、同法第二十二条中「当該委員会が置かれる都道府県労働局」とあるのは「当該調停員を指名した地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)が置かれる地方運輸局(運輸監理部を含む。)」と、同法第二十五条第一項中「第十八条第一項」とあるのは「障害者の雇用の促進等に関する法律第七十七条の二第二項」とあるのは「障害者の雇用の促進等に関する法律第七十四条の七第一項」と、同法第二十六条中「当該委員会に係属している」とあるのは「当該調停員が取り扱っている」と、同法第二十六条第一項中「前項」とあるのは「障害者の雇用の促進等に関する法律第七十四条の七第一項」と読み替えるものとする。

(適用除外)

第八十五条の三 在宅就業支援団体が次の各号の

規定による報告をせず、又は同項の規定によ

る虚偽の報告をしたとき。

二 第八十二条第二項の規定による報告をせ

ず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規

定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

三 第五十二条第一項の規定による文書の提出をせず、又は虚偽の記載をしたとき。

四 第八十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

五 第八十二条第二項の規定による報告をせ

ず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規

定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは同項の規

定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

六 第八十二条第二項の規定による文書の提出をせず、又は虚偽の記載をしたとき。

七 第八十二条第二項の規定による報告をせ

ず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規

定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは同項の規

定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

八 第八十二条第二項の規定による文書の提出をせず、又は虚偽の記載をしたとき。

九 第八十二条第二項の規定による報告をせ

ず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規

定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは同項の規

定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

十 第八十二条第二項の規定による文書の提出をせず、又は虚偽の記載をしたとき。

十一 第八十二条第二項の規定による報告をせ

ず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規

定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは同項の規

定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

十二 第八十二条第二項の規定による文書の提出をせず、又は虚偽の記載をしたとき。

十三 第八十二条第二項の規定による報告をせ

ず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規

定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは同項の規

定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

一 第七十四条の三第二十項又は第二十一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

二 第七十四条の三第十八項の規定による届出をせず、又は虚偽の記載をした書面の交付をせず、又は虚偽の記載をした書面の交付をしたとき。

三 第七十四条の三第十三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四 第七十四条の三第十九項の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

五 第八十二条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

六 第八十二条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

七 第八十二条第二項の規定による文書の提出をせず、又は虚偽の記載をしたとき。

八 第八十二条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

九 第八十二条第二項の規定による文書の提出をせず、又は虚偽の記載をしたとき。

十 第八十二条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

十一 第八十二条第二項の規定による文書の提出をせず、又は虚偽の記載をしたとき。

十二 第八十二条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

十三 第八十二条第二項の規定による文書の提出をせず、又は虚偽の記載をしたとき。

十四 第八十二条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

十五 第八十二条第二項の規定による文書の提出をせず、又は虚偽の記載をしたとき。

十六 第八十二条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

十七 第八十二条第二項の規定による文書の提出をせず、又は虚偽の記載をしたとき。

十八 第八十二条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

十九 第八十二条第二項の規定による文書の提出をせず、又は虚偽の記載をしたとき。

二十 第八十二条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

二十一 第八十二条第二項の規定による文書の提出をせず、又は虚偽の記載をしたとき。

二十二 第八十二条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

二十三 第八十二条第二項の規定による文書の提出をせず、又は虚偽の記載をしたとき。

二十四 第八十二条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

二十五 第八十二条第二項の規定による文書の提出をせず、又は虚偽の記載をしたとき。

二十六 第八十二条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

二十七 第八十二条第二項の規定による文書の提出をせず、又は虚偽の記載をしたとき。

二十八 第八十二条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

二十九 第八十二条第二項の規定による文書の提出をせず、又は虚偽の記載をしたとき。

三十 第八十二条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

三十一 第八十二条第二項の規定による文書の提出をせず、又は虚偽の記載をしたとき。

三十二 第八十二条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

三十三 第八十二条第二項の規定による文書の提出をせず、又は虚偽の記載をしたとき。

三十四 第八十二条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

三十五 第八十二条第二項の規定による文書の提出をせず、又は虚偽の記載をしたとき。

三十六 第八十二条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第九十条 第二十二条の規定に違反したもの（法人その他の団体であるときは、その代表者）

は、十万円以下の過料に処する。
第九十一条 在宅就業障害者が次の各号のいずれかに該当するときは、五万円以下の過料に処する。

一 第七十四条の二第七項又は第七十四条の三第二十項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

二 第八十二条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（広域障害者職業センターの設置の特例）

第二条 身体障害者雇用促進法の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第四十一号）の施行の日に国が設置する広域障害者職業センターとなるものとして厚生労働省令で定める施設に係るものの適用については、同条第一項の規定により機構にその運営の業務のみを行わせる広域障害者職業センターの名称及び位置は、厚生労働省令で定める。

第三条 第三十八条の規定の適用については、当分の間、同条第一項中「当該機関の職員の総数」とあるのは、「当該機関の職員の総数（対象障害者が就業することが困難であると認められる職種の職員が相当の割合を占める機関として政令で定める機関（以下「除外率設定機関」という。）においては、当該除外率設定機関の職員の総数から、当該除外率設定機関に係る除外率の端数に当該除外率設定機関に係る除外率（九十五パーセント以内において政令で定める率をいう。）を乗じて得た数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てることとする。）を控除した数」とする。

（雇用に関する国及び地方公共団体の義務等に関する経過措置）

2 第三十八条の規定の適用について、当

（雇用に関する国及び地方公共団体の義務等に

関する経過措置）

3 第三十九条の規定の適用について、當

（雇用に関する国及び地方公共団体の義務等に

関する経過措置）

4 第四十一条の規定の適用について、當

（雇用に関する国及び地方公共団体の義務等に

関する経過措置）

5 第四十二条の規定の適用について、當

（雇用に関する国及び地方公共団体の義務等に

関する経過措置）

6 第四十三条の規定の適用について、當

（雇用に関する国及び地方公共団体の義務等に

関する経過措置）

7 第四十四条の規定の適用について、當

（雇用に関する国及び地方公共団体の義務等に

関する経過措置）

8 第四十五条の規定の適用について、當

（雇用に関する国及び地方公共団体の義務等に

関する経過措置）

9 第四十六条の規定の適用について、當

（雇用に関する国及び地方公共団体の義務等に

関する経過措置）

10 第四十七条の規定の適用について、當

（雇用に関する国及び地方公共団体の義務等に

関する経過措置）

11 第四十八条の規定の適用について、當

（雇用に関する国及び地方公共団体の義務等に

関する経過措置）

12 第四十九条の規定の適用について、當

（雇用に関する国及び地方公共団体の義務等に

関する経過措置）

13 第五十条の規定の適用について、當

（雇用に関する国及び地方公共団体の義務等に

関する経過措置）

14 第五十一条の規定の適用について、當

（雇用に関する国及び地方公共団体の義務等に

関する経過措置）

15 第五十二条の規定の適用について、當

（雇用に関する国及び地方公共団体の義務等に

関する経過措置）

16 第五十三条の規定の適用について、當

（雇用に関する国及び地方公共団体の義務等に

関する経過措置）

17 第五十四条の規定の適用について、當

（雇用に関する国及び地方公共団体の義務等に

関する経過措置）

18 第五十五条の規定の適用について、當

（雇用に関する国及び地方公共団体の義務等に

関する経過措置）

19 第五十六条の規定の適用について、當

（雇用に関する国及び地方公共団体の義務等に

関する経過措置）

20 第五十七条の規定の適用について、當

（雇用に関する国及び地方公共団体の義務等に

関する経過措置）

21 第五十八条の規定の適用について、當

（雇用に関する国及び地方公共団体の義務等に

関する経過措置）

22 第五十九条の規定の適用について、當

（雇用に関する国及び地方公共団体の義務等に

関する経過措置）

23 第六十条の規定の適用について、當

（雇用に関する国及び地方公共団体の義務等に

関する経過措置）

24 第六十一条の規定の適用について、當

（雇用に関する国及び地方公共団体の義務等に

関する経過措置）

25 第六十二条の規定の適用について、當

（雇用に関する国及び地方公共団体の義務等に

関する経過措置）

26 第六十三条の規定の適用について、當

（雇用に関する国及び地方公共団体の義務等に

関する経過措置）

27 第六十四条の規定の適用について、當

（雇用に関する国及び地方公共団体の義務等に

関する経過措置）

28 第六十五条の規定の適用について、當

（雇用に関する国及び地方公共団体の義務等に

関する経過措置）

29 第六十六条の規定の適用について、當

（雇用に関する国及び地方公共団体の義務等に

関する経過措置）

30 第六十七条の規定の適用について、當

（雇用に関する国及び地方公共団体の義務等に

関する経過措置）

31 第六十八条の規定の適用について、當

（雇用に関する国及び地方公共団体の義務等に

関する経過措置）

32 第六十九条の規定の適用について、當

（雇用に関する国及び地方公共団体の義務等に

関する経過措置）

33 第七十条の規定の適用について、當

（雇用に関する国及び地方公共団体の義務等に

関する経過措置）

34 第七十一条の規定の適用について、當

（雇用に関する国及び地方公共団体の義務等に

関する経過措置）

35 第七十二条の規定の適用について、當

（雇用に関する国及び地方公共団体の義務等に

関する経過措置）

36 第七十三条の規定の適用について、當

（雇用に関する国及び地方公共団体の義務等に

関する経過措置）

37 第七十四条の規定の適用について、當

（雇用に関する国及び地方公共団体の義務等に

関する経過措置）

38 第七十五条の規定の適用について、當

（雇用に関する国及び地方公共団体の義務等に

関する経過措置）

39 第七十六条の規定の適用について、當

（雇用に関する国及び地方公共団体の義務等に

関する経過措置）

40 第七十七条の規定の適用について、當

（雇用に関する国及び地方公共団体の義務等に

関する経過措置）

41 第七十八条の規定の適用について、當

（雇用に関する国及び地方公共団体の義務等に

関する経過措置）

42 第七十九条の規定の適用について、當

（雇用に関する国及び地方公共団体の義務等に

関する経過措置）

43 第八十条の規定の適用について、當

（雇用に関する国及び地方公共団体の義務等に

関する経過措置）

44 第八十一条の規定の適用について、當

（雇用に関する国及び地方公共団体の義務等に

関する経過措置）

45 第八十二条の規定の適用について、當

（雇用に関する国及び地方公共団体の義務等に

関する経過措置）

46 第八十三条の規定の適用について、當

（雇用に関する国及び地方公共団体の義務等に

関する経過措置）

47 第八十四条の規定の適用について、當

（雇用に関する国及び地方公共団体の義務等に

関する経過措置）

48 第八十五条の規定の適用について、當

（雇用に関する国及び地方公共団体の義務等に

関する経過措置）

49 第八十六条の規定の適用について、當

（雇用に関する国及び地方公共団体の義務等に

関する経過措置）

50 第八十七条の規定の適用について、當

（雇用に関する国及び地方公共団体の義務等に

関する経過措置）

51 第八十八条の規定の適用について、當

（雇用に関する国及び地方公共団体の義務等に

関する経過措置）

52 第八十九条の規定の適用について、當

（雇用に関する国及び地方公共団体の義務等に

関する経過措置）

53 第九十条の規定の適用について、當

（雇用に関する国及び地方公共団体の義務等に

関する経過措置）

54 第九十二条の規定の適用について、當

（雇用に関する国及び地方公共団体の義務等に

関する経過措置）

55 第九十三条の規定の適用について、當

（雇用に関する国及び地方公共団体の義務等に

関する経過措置）

56 第九十四条の規定の適用について、當

（雇用に関する国及び地方公共団体の義務等に

関する経過措置）

57 第九十五条の規定の適用について、當

（雇用に関する国及び地方公共団体の義務等に

関する経過措置）

58 第九十六条の規定の適用について、當

（雇用に関する国及び地方公共団体の義務等に

関する経過措置）

59 第九十七条の規定の適用について、當

（雇用に関する国及び地方公共団体の義務等に

関する経過措置）

60 第九十八条の規定の適用について、當

（雇用に関する国及び地方公共団体の義務等に

関する経過措置）

61 第九十九条の規定の適用について、當

（雇用に関する国及び地方公共団体の義務等に

関する経過措置）

62 第一百条の規定の適用について、當

（雇用に関する国及び地方公共団体の義務等に

関する経過措置）

63 第一百零一条の規定の適用について、當

（雇用に関する国及び地方公共団体の義務等に

関する経過措置）

64 第一百零二条の規定の適用について、當

（雇用に関する国及び地方公共団体の義務等に

関する経過措置）

65 第一百零三条の規定の適用について、當

（雇用に関する国及び地方公共団体の義務等に

関する経過措置）

66 第一百零四条の規定の適用について、當

（雇用に関する国及び地方公共団体の義務等に

関する経過措置）

67 第一百零五条の規定の適用について、當

（雇用に関する国及び地方公共団体の義務等に

関する経過措置）

68 第一百零六条の規定の適用について、當

（雇用に関する国及び地方公共団体の義務等に

関する経過措置）

69 第一百零七条の規定の適用について、當

（雇用に関する国及び地方公共団体の義務等に

関する経過措置）

70 第一百零八条の規定の適用について、當

（雇用に関する国及び地方公共団体の義務等に

関する経過措置）

71 第一百零九条の規定の適用について、當

（雇用に関する国及び地方公共団体の義務等に

関する経過措置）

72 第一百一十条の規定の適用について、當

（雇用に関する国及び地方公共団体の義務等に

関する経過措置）

73 第一百一十一条の規定の適用について、當

（雇用に関する国及び地方公共団体の義務等に

関する経過措置）

74 第一百一十二条の規定の適用について、當

（雇用に関する国及び地方公共団体の義務等に

関する経過措置）

75 第一百一十三条の規定の適用について、當

合計数を乗じて得た額」と、同条第二項及び前条第三項中「第五十四条第三項に規定する基準雇用率」とあるのは「附則第五条第一項の規定により読み替えて適用される第五十四条第三項に規定する基準雇用率」と、第五十四条第一項及び第二項中「その雇用する労働者の数」とあるのは「その雇用する労働者の数（除外率設定業種に属する事業を行う事業所の事業主にあっては、その日におけるその雇用する労働者の数から、その日における当該事業所に係る除外率設定業種ごとの労働者の数に当該除外率設定業種に係る除外率を乗じて得た数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てて合計した数を控除した数）」と、同条第三項中「労働者の総数に対する」とあるのは「労働者の総数から除外率設定業種ごとの労働者の総数に当該除外率設定業種に係る除外率を乗じて得た数の合計数を控除した数に対する」と、同条第五項中「準用する」とあるのは「準用する。この場合において、同条第八項中「とみなし」とあるのは、「と、当該子会社及び当該関係会社の事業所は当該親事業主の事業所と、当該関係子会社の事業所は当該関係親事業主の事業所と、当該特定事業主の事業所は当該特定組合等の事業所とみなす」と読み替えるものとする」とする。

2 前項の措置は、対象障害者である労働者とその他の労働者との交替、対象障害者の職業訓練の充実、対象障害者の就業上必要な作業設備及び作業補助具の改善整備の状況等に照らして、除外率設定業種に属する事業を行う事業主について、同項の規定を適用しなくてもその事業の運営に支障を生じないと認められる事業主が多数を占めるに至ったときは、速やかに廃止するものとする。
(対象障害者以外の障害者の雇用の促進等に関する検討)

第六条 政府は、対象障害者以外の障害者の雇用の促進及びその職業の安定について、その職能的諸条件についての調査及び研究に努めるものとし、その結果に基づいて、当該障害者の雇用の促進及びその職業の安定を図るために施策の推進について検討するものとする。

附 則 (昭和四一年七月二一日法律第一 三二号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

**附 則 (昭和五八年一二月二一日法律第七
八号) 抄**

(施行期日)
第一条 この法律(第一条を除く。)は、昭和五十九年七月一日から施行する。
この法律は、公布の日から施行する。

**附 則 (昭和五九年六月二六日法律第五
〇号) 抄**

(施行期日)
第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。ただし、別表の改正規定は、昭和五十九年十月一日から施行する。
(予算等の取扱いの特例)

第二条 この法律の施行の際現に身体障害者雇用促進協会(以下「協会」という。)が設立されている場合においては、当該協会の昭和六十年四月一日に始まる事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、この法律による改正後の身体障害者雇用促進法(以下「新法」という。)第六十二条の二中「当該年度の開始前に」とあるのは「この法律の施行後遅滞なく」とする。

第二条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び第六条の規定により従前の例によることとされる事項に関するこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第八条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び第六条の規定により従前の例によることとされる事項に関するこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

**附 則 (昭和五九年八月一〇日法律第七
一号) 抄**

(施行期日)
第一条 この法律は、昭和六十三年四月一日から施行する。ただし、第五十九条第一項の改正規定(「納付金関係業務及び第七十九条第二項のほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。」)は、政令で定める。

**附 則 (昭和六二年六月一日法律第四
号) 抄**

(施行期日)
第一条 この法律は、昭和六十三年四月一日から施行する。ただし、第五十九条第一項の改正規定(「納付金関係業務及び第七十九条第二項のほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。」)は、政令で定める。

第一条 この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。

**附 則 (昭和五九年一二月二五日法律第七
八七号) 抄**

(施行期日)
第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

第二十条 附則第二条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

**附 則 (昭和六一年二月四日法律第九
三号) 抄**

(施行期日)
第一条 この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。

もの(以下「旧法業務」という。)に関する事務を労働大臣に引き継ぐものとする。

第二十八条 附則第二条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

**附 則 (昭和六一年二月四日法律第九
三号) 抄**

(施行期日)
第一条 この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。

この法律の施行前に、旧法業務に関し、旧法の規定により事業團に対してもした手続その他の行為又は事業團がした処分、手續その他の行為は、新法の相当規定により労働大臣に対してもした手續その他の行為又は労働大臣がした処分、手續その他の行為とみなす。

(事業團からの権利及び義務の承継)

第四条 この法律の施行に事業團が旧法業務に關する一切の権利及び義務は、その時において国(新法第三十九条の二第一項の規定により協会に納付金関係業務を行わせる場合にあつては協会)が承継する。

第五条 事業團の昭和五十九年四月一日に始まる事業年度の旧法業務に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。

(協会の決算関係書類に関する経過措置)

第六条 協会の昭和五十九年四月一日に始まる事業年度に係る事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(罰則に関する経過措置)

第八条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び第六条の規定により従前の例によることとされる事項に関するこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第一条 この法律は、昭和六十三年四月一日から施行する。ただし、第五十九条第一項の改正規定(「納付金関係業務及び第七十九条第二項のほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。」)は、政令で定める。

第一条 この法律は、昭和六十三年四月一日から施行する。ただし、第五十九条第一項の改正規定(「納付金関係業務及び第七十九条第二項のほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。」)は、政令で定める。

第一条 この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。

第二十七条 附則第二条から前条までに定めるもの(のほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。)

**附 則 (昭和五九年一二月二五日法律第七
一号) 抄**

(施行期日)
第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

第二条 この法律の施行の際現に障害者職業総合センター又は障害者職業センター(以下「名称」という文字を用いているものについては、この法律による改正後の障害者の雇用の促進等に関する法律(以下「新法」という。)第九条の六

精神薄弱者（新法第一条第四号に規定する精神薄弱者をいう。以下この条において同じ。）である労働者の数（当該数の算定に当たっては、重度精神薄弱者（新法第二条第五号に規定する重度精神薄弱者をいう。以下この条において同じ。）である労働者はその一人をもつて新法第十五条第二項の政令で定める数の精神薄弱者である労働者に相当するものと、重度精神薄弱者である短時間労働者はその一人をもつて同項の政令で定める数に満たない範囲内において労働省令で定める数の精神薄弱者である労働者に相当するものとみなす。）を加えた数が新法第十四条第一項に規定する法定雇用身体障害者数に相当する数以上であった事業主に対するものは、前条ただし書に定める日に、その効力を失う。

（身体障害者雇用納付金、身体障害者雇用調整基金及び報奨金に関する経過措置）

第四条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

第五条 (罰則)に關する経過措置)

第六条 この法律（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定）の施行前にした行為（旧法第八十五条第一項第二号に違反する行為に該当するもので、附則第二条の規定により附則第一条ただし書に定める日にその効力を失う旧法第十五条第一項の規定による命令に係るものを除く。）に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成五年一月二日法律第八
九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。
第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聽聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手續に相当する手續を執るべきことの諮問その他の求めがされた場合においては、当該諮問その他の求めに係る不

(罰則に関する経過措置)

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置)

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴聞若しくは聴聞会（不利益允諾分に係るもの）又はこれらのための相当の手続きは、この法律による改正後の関係法律の相当規定により規定により行われたものとみなす。

(政令への委任)

第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成六年六月二二日法律第三八二号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成六年十月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成九年四月九日法律第三二二号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十年七月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中障害者の雇用の促進等に関する法律第十四条の二第一項第一号の改正規定及び同法第五十九条第一項第四号の改正規定 平成九年十月一日

二 第一条の規定（前号に掲げる規定を除く。）並びに次条並びに附則第四条及び第五条の規定 平成十年四月一日

(助成金に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正前の障害者の雇用の促進等に関する法律第十八条第二号から四号までの助成金であつてその支給事由が前条第二号に定める日前に生じたものの支給に関する例による。

第三条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定めること。

。)に限る。)、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定(同法附則第十項に係る部分に限る。)、第二百四十四条の規定(農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。)並びに第四百七十二条の規定(市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第七十三条の改正規定に係る部分を除く。)並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条、第四项及び第五项、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四项から第六项まで、第一百六十一条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二十二条の規定

(国等の事務)

第一百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののはか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則第二百六十二条において「国等の事務」という。)は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

(処分、申請等に関する経過措置)

第一百六十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第二百六十三条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれら的行为に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及

条を除く。)の規定によりした処分、手続その他の行為は、通則法、この法律、附則第六条の規定による改正後の障害者の雇用の促進等に関する法律又は前条の規定による改正後の高年齢者等の雇用の安定等に関する法律中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。(罰則の適用に関する経過措置)

第十条 附則第六条及び第七条の規定の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十一条 附則第二条から第四条まで及び前十三条に定めるもののほか、機構の成立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成一四年一二月一三日法律第一七一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十条から第十二条まで及び附則第十四条から第二十三条までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。

附則 (平成一六年六月一一日法律第一〇三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成一七年七月六日法律第八一) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第六条の改正規定、第二十条の改正規定、第二十五条の改正規定、第四十九条第一項の改正規定(同項第一号に係る部分、同項第八号の次に一号を加える部分及び同項第九号に係る部分を除く。)、第五十条の改正規定、第五十二条の改正規定、第七十四条の改正規定(見出しを削ぐ部分を除く。)、第七十七条の改正規定、第八十六条の改正規定、同条の次に二条を加える改正規定(第八十六条の二に係る部分に限る。)、第八十七条の改正規定及び附則第四条第五項の改正規定(第五十条第四項)の下に「及び第五項」を加える部分に限る。)

並びに附則第四条、第五条第一項、第六条から第八条まで及び第十条の規定は、平成十七年十月一日から施行する。(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律による改正後の障害者の雇用の促進等に関する法律(以下「新法」という。)の規定について、その施行の状況を勘案しつつ検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(身体障害者又は知的障害者の雇入れ計画の作成命令に関する経過措置)

第三条 この法律の公布の日からこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間に、この法律による改正前の障害者の雇用の促進等に関する法律(以下「旧法」という。)第四十六条第一項の規定により発した命令のうち、当該命令を発した日において新法第七十二条の四第四項及び第五項並びに新法第七十二条の六において読み替えて準用する新法第七十一条第四項及び第五項の規定を適用するとしたならば、新法第四十六条第一項の規定に該当しないこととなる事業主に対するものは、施行日に、その効力を失う。

(助成金に関する経過措置)

第四条 旧法第七十七条第一項の規定による給付金であつてその支給事由が附則第一条ただし書きに規定する日前に生じたものに関しては、なお従前の例による。

(障害者雇用納付金等に関する経過措置)

第五条 新法第五十条第一項及び新法附則第四条第八項の規定は、平成十七年十月一日以後に支給する新法第五十条第一項の障害者雇用調整金及び新法附則第四条第三項の報奨金について適用する。

(新法第七十七条等の適用に関する特例)

第六条 附則第一条ただし書に規定する日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、前条の見出しの中「身体障害者等以外の障害者の雇用の促進に関する研究」とあるのは、「身体障害者等以外の障害者に関する助成金の支給業務の

実施」と、第八十六条第一号中「第五十二条第二項、第七十四条の二第七項又は第七十四条の三第二十項」とあるのは「又は第五十二条第二項」と、第八十七条第一項中「第八十五条の二から前条まで」とあるのは「第八十六条及び第八十六条の二」と、「罰金刑」とあるのは「刑」と、前条第一項中「新法附則第四条第八項」とあるのは「新法附則第四条第五項」とする。

第七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(その他の経過措置の政令への委任)

第八条 この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定)の施行前にした行為(旧法第八十六条第二号に該当するもので、附則第三条の規定により施行日にその効力を失う旧法第四十六条第一項の規定による命令に係るものを除く。)及び附則第四条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第二条 その雇用する労働者(第二条の規定による改正後の障害者の雇用の促進等に関する法律の施行後三年を経過する場合においては、障害者雇用納付金及び障害者雇用調整金に関する経過措置)

第三条 この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、前条第一号に掲げる規定の適用については、前条第一号に掲げる規定の施行の日から起算して五年を経過するまでの間は、新法第五十条第二項及び第五十四条第二項中「政令で定める金額」とあるのは、「政令で定める金額以下の額で厚生労働省令で定める額」とする。

第二条 その雇用する労働者の数の算定について準用する。

第三条 その雇用する労働者(第三条の規定による改正後の障害者の雇用の促進等に関する法律(以下この条において「新法」という。)第四十三条第一項において「新法」といふ。)の数が常時百一人以上二百人以下である事業主に係る新法第五十条第二項及び第五十四条第二項の規定の適用については、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から起算して五年を経過する日までの間は、新法第五十条第二項及び第五十四条第二項中「政令で定める金額」とあるのは、「政令で定める金額以下の額で厚生労働省令で定める額」とする。

第四条 新法第四十三条第八項の規定は、前項の雇用する労働者の数の算定について準用する。

(政令への委任)

第五条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の障害者の雇用の促進等に関する法律の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要がある。

イ	両耳の聴力レベルがそれぞれ七〇デシベル以上のもの
ロ	一耳の聴力レベルが九〇デシベル以上、他の聴力レベルが五〇デシベル以上のもの
ハ	両耳による普通話声の最も良の語音明瞭度が五〇パーセント以下のもの
ニ	平衡機能の著しい障害
三	次に掲げる音声機能、言語機能又はそしやく機能の障害
イ	音声機能、言語機能又はそしやく機能の喪失
ロ	音声機能、言語機能又はそしやく機能の著しい障害で、永続するもの
四	次に掲げる肢体不自由
イ	一上肢、一下肢又は体幹の機能の著しい障害で、永続するもの
ロ	一上肢のおや指を指骨間関節以上で欠くもの又はひとさし指を含めて一上肢の二指以上をそれぞれ第一指骨間関節以上で欠くもの
ハ	一下肢をリストラン関節以上で欠くもの
ニ	一上肢のおや指の機能の著しい障害又はひとさし指を含めて一上肢の三指以上の機能の著しい障害で、永続するもの
ホ	両下肢のすべての指を欠くもの
ヘ	いから木までに掲げるもののほか、その程度がいから木までに掲げる障害の程度以上であると認められる障害
ホ	両下肢のすべての指を欠くもの
ヘ	いから木までに掲げるもののほか、その程度がいから木までに掲げる障害の程度以上であると認められる障害
五	心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害その他政令で定める障害で、永続し、かつ、日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるもの